

次世代天然物化学技術研究組合  
不正対応小委員会実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、次世代天然物化学技術研究組合「競争的資金等の取扱いに関する規程」第10条に規定された不正対応小委員会について、その体制および具体的な調査内容等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本組合が実施している事業において、競争的資金等の不適切な使用があるとの告発等があったときに適用する。

(告発等の取扱い)

第3条 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける通報窓口を設置する。

2 通報窓口の長(事務局長)は、不正行為の通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正対応小委員会の設置)

第4条 最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、運営委員会の下に不正対応小委員会を組織し、告発等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断する。

2 小委員会の委員は、組合員企業から選任するものとし、通報を受けた不正行為と利害関係を有しない者とする。委員の人数は3名以上、5名以内とし、委員長は委員から互選で行うものとする。

3 小委員会の事務局は管理部が行う。

(調査)

第5条 調査委員会は、調査が必要と判断された場合は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2 調査は下記の項目について実施する。

- ① 発覚の時期及び契機
- ② 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
- ③ 不正等に関与した研究者及び取引業者
- ④ 不正等が行われた研究課題
- ⑤ 不正等の具体的な内容

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
- ・ 私的流用の有無

⑥ 不正等の発生要因

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第6条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について競争的資金等の配分機関に報告、協議する。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査報告書の作成と報告)

第7条 調査委員会は、第5条の調査結果を踏まえて、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するとともに、調査報告書を作成する。

- 2 調査委員会は調査結果を最高管理責任者及び総括管理責任者に報告する。

附則

この実施要領は、平成29年6月1日から施行する。